

## 避妊を正当化する論理

—1960年代フランスの避妊解放運動の場合—

相 澤 伸 依

In France, contraception was made illegal in 1920 and it continued until 1967. It was the movement for the liberation of contraception that took a large part for its legalization. But with what logic did they justify contraception? In this article, we will see and analyze the arguments made by two people who have played a major role in the liberation of contraception in France, from where we can draw the particularity of the movement.

現在日本では、フランスは出生率増加に成功した国とみなされており、その少子化対策にメディアの注目が集まっている。実は、子どもの数をめぐるフランスの取り組みは昨日今日に始まったものではなく、20世紀初頭まで遡る長い歴史を持っている。フランスは、第一次世界大戦による人口激減を補うべく、1920年に避妊と人工妊娠中絶（以下「中絶」と表記）を実質的に禁止する法律を制定した。この法律は第二次世界大戦後も維持され、避妊と中絶は1960年代から70年代にかけて重大な社会的かつ政治的問題であった。それぞれの解放を求める運動を経て、避妊が合法化されたのは1967年、中絶が合法化されたのは1974年のことである。

フランスにおける避妊と中絶の思想を描き出そうとする研究の一環として、本稿では避妊の合法化に着目する。避妊がいかなる過程をたどって合法化されたのか。国内において、その有り様を解明しようとする研究<sup>1)</sup>はあるものの、その過程を支えた思想を解明する研究はほとんど見当たらない。そこで本稿は、フランスの避妊解放運動を担った二人の主要人物に着目し、避妊が非合法であり正しくない行いだとされる社会状況において、避妊解放運動の当事者たちがどのように避妊を正当化しようとしたのか、その概要を整理することを目的とする。

そのために次の手順で議論を進める。第一節では戦前から1967年の避妊解放に至るまでの歴史について簡単に概観する。第二節では、避妊がどのように正当化されえたのかを、避妊解放運動を担った中心人物であるフランス家族計画運動の主宰者であったマリー＝アンドレ・ラグルア・ウェイユ＝アレと、避妊を合法化する法を起案したルシアン・ヌヴィルトの思想の中に見ることにする。第三節では、まとめとしてフランスの避妊解放運動の特徴を指

## 避妊を正当化する論理

摘する。

本論に入る前に、「合法化」(légalisation)と「解放」(libération)の使い分けについて説明しておく。本稿では、避妊や中絶を合法的に実施できる状態にすること、あるいはそのような法律が制定されることを合法化と呼んでおく。一方、避妊や中絶の合法化、あるいはそれ以上の措置(避妊具や中絶手術の無料化、未成年のアクセスの容易化など)を求めることを解放と呼ぶことにする。「解放」は運動する側がしばしば使った単語である。そこには、合法という事態以上に、抑圧された状態からの避妊、中絶あるいは女性の解放という意味が込められており、合法化とは区別する必要がある。

### 1. 避妊禁止から合法化までの流れ

本節では、1920年の避妊の実質的禁止から1967年の合法化までの過程をおおまかにたどることにする。

フランスでは、1810年の刑法で、人工妊娠中絶が殺人罪と規定された<sup>2)</sup>。そこから一世紀を経た第一次世界大戦後のフランスでは、若年人口が激減したことを受けて、人口減少を食い止め、出生率を回復するための様々な政策が取られた。その一つが「中絶の教唆および避妊プロパガンダ教唆の抑制に関する1920年7月31日の法律」(Loi du 31 juillet 1920 réprimant la provocation à l'avortement et à la propagande anticonceptionnelle 以下「1920年法」と略記する)である。この法律によって新たに、中絶を教唆することと中絶に用いられる薬や器具を流通させることが禁止された。さらに、避妊の「プロパガンダ」の教唆も禁止された。これによって、避妊に関する情報や手段が流通しなくなり、フランスの女性たちは避妊に合法的にアクセスすることができなくなった。すなわち、この法律は、実質的には避妊を禁止するものとなった。第二次世界大戦中には違反者に対する処遇がいっそう厳しくされた。1944年5月のフランス解放以後、厳罰化は解除されたものの、1920年法はそれとして存続し続けた。

戦後フランスでは避妊と中絶が禁止された状況で、望まない妊娠とその結果生じる違法中絶が後を絶たない事態となった。不適切な状況下で中絶手術を受けたために、合併症を発症する者や時に死亡する者も現れた。この事態を中絶禁止がもたらす弊害として告発し、社会問題として人びとが認識するきっかけを作ったのが、女性産婦人科医師のマリー＝アンドレ・ラグルア・ウェイユ＝アレであった<sup>3)</sup>。彼女は、1955年に『道徳・政治学アカデミー』誌上で、当時起こった育児放棄致死事件を取り上げて1920年法の弊害を指摘し、望まない妊娠出産ではなく、「意志して母になること」(maternité volontaire)の重要性を訴えた<sup>4)</sup>。彼女は賛同者とともに1956年に団体「幸福な出産」(La Maternité heureuse)<sup>5)</sup>を設立し、1920年法に違反する危険を侵して避妊についての情報を提供した。この団体は、1960年に

「フランス家族計画運動」(Mouvement Français pour le Planning Familial)と名前を変え、全国に家族計画センターを作って避妊の情報提供や製品の提供を行った。この活動がメディアで報道される機会も増えて、避妊解放に向けた大きな流れが作られていく。

市民の側からの活動に応答するかたちで、避妊合法化を政治の争点にしたのが、1965年のフランス大統領選挙である<sup>6)</sup>。候補者の一人であるミッテランが避妊合法化支持を公に表明したことで、議論が活発化した。結果的に当選したのはシャルル・ド・ゴールであったが、この選挙を経て、避妊合法化が政治課題として議論の俎上に明確に上ることになった。

この流れのなかで、避妊の問題に取り組んだのが国民議会議員のルシアン・ヌヴィルトである。議会の多数派を占めるド・ゴール派の政治家だったヌヴィルトは、同派内からの反発が予想されるにもかかわらず法改正を目指した。

ヌヴィルトの法案は、1966年6月に国民議会に提出された。この法案の主眼は、「避妊のプロパガンダ」を禁じる1920年法を踏襲した公共保健法典L.648条とL.649条を廃止し、避妊の情報および避妊の薬や器具の流通を認めさせるところにあった。法案提出以後国民議会および元老院での一年半におよぶ議論を経て、法案には様々な改変が施され、1967年12月に「産児調節に関わり、公共保健法典L.648条とL.649条を廃止する1967年12月28日67-1176法」(Loi n° 67-1176 du 28 décembre 1967 relative à la régularisation des naissances et abrogeant les articles L. 648 et L. 649 du code de la santé publique)、通称「ヌヴィルト法」が可決された<sup>7)</sup>。

ヌヴィルト法の要点は次の三点にまとめられる。第一に、1920年法の避妊のプロパガンダを禁止する条項が削除された。第二に、避妊に関わる製品、薬、器具を薬局で販売することが認められた。第三に、避妊の情報を提供し、相談に応じる家族計画センターの設置が認められた。

しかし、成果の一方で、成立の直後からヌヴィルト法には多くの問題点があることが指摘された。まず、1920年法の「避妊のプロパガンダ」禁止は削除されたが、代わりに「反出生(antinataliste)プロパガンダ」は禁止されたままだった点である。「プロパガンダ」がどのような活動を指すのか、反出生と避妊との違いは何かといったあいまいさが家族計画の支援にたずさわる人々を悩ませることになった。第二に、18歳未満への避妊具の販売や提供、21歳未満へのピル(経口避妊薬)やIUD(子宮内避妊具)の販売や提供には、親権者の同意が必要だった。もっとも必要なはずの未成年者が確実な避妊にアクセスしにくい設計になっていたのである。第三に、ピルをはじめとする避妊具は医療保険の払い戻し対象外だった。さらに、法は制定されたものの実行細則の制定が大幅に遅れたため、避妊の知識や製品が実際に流通するようになったのは1970年代に入ってからのことだったと言われる<sup>8)</sup>。

避妊解放運動を経てヌヴィルト法が成立し、形式上であれ避妊が合法化されたことは大きな変化であった。しかし、女性の生殖をめぐる問題は避妊合法化だけで解決できるわけでは

## 避妊を正当化する論理

ない。ヌヴィルト法の成立後も、違法中絶とそれにもなう不幸な出来事がなくなることはなかった。その結果、1970年代には中絶の解放を求める運動が活発化する。上に挙げたヌヴィルト法の問題点についても、中絶解放と並行して改善要求がなされていった。

## 2. 避妊を正当化する論理

前節では、フランスにおける避妊の禁止から避妊合法化への流れをごくおおまかにたどった。本節では、その流れの中で大きな役割を果たした二人の人物に着目し、彼らがどのように避妊を正当化しようとしたのかを整理したい。その人物とは、避妊解放運動の端緒となった団体「幸福な出産」を設立し、「フランス家族計画運動」を主宰したマリー＝アンドレ・ラグルア・ウェイユ＝アレと、ヌヴィルト法の起案者ルシアン・ヌヴィルトである。

### 2-1. マリー＝アンドレ・ラグルア・ウェイユ＝アレの場合

第一節で見たように、ウェイユ＝アレは産婦人科の医師であり、中絶だけでなく避妊が禁止された状態で、女性がどのような困難に置かれているかを目の当たりにしていた。望まない妊娠、危険があるなかで頼らざるをえない違法中絶、不十分な医療処置の結果起こる後遺症や死。一方、経済的に余裕がある女性は、国外に安全な中絶を受けに行くことができる。この悲惨と不平等な現実をウェイユ＝アレはよく知っており、事態を打開するために自ら活動を始めたのである。

活動にあたってウェイユ＝アレは、避妊を正当化する論拠として、大きく三つの議論を挙げている。

まず最初に、ウェイユ＝アレは、避妊を家族計画の手段として正当化しようとしている。彼女の作った団体が「幸福な出産」から「フランス家族計画運動」へと変遷したことをふまえれば、彼女が最終的に目指していたものが家族計画であることがよくわかる。避妊とは、単に産まないことではなく、よきタイミングでよき人数の家族を計画的に作っていくための手段として位置付けられたのである。

第二に、避妊は、違法中絶を防止する手段として正当化されている。避妊が禁止されている目下の状況においてウェイユ＝アレにとって避妊とは、望まない妊娠とそこから生じる違法中絶を防ぐための手段であった。避妊に関する知識と製品を普及させることで望まない妊娠をなくし、結果的に違法中絶を防ぐことができるという信念が彼女の活動の核にある。

避妊の情報とその実践に必要な製品を人々に提供することができれば、望まない妊娠は起こらなくなるというのがウェイユ＝アレの見通しであった。なぜ望まない妊娠が生じるかといえば、それは避妊の情報提供が禁止されることによって、「大衆を無知のままにとどめている」からである。彼女の活動は「大衆を無知のままにとどめることへの抵抗」であった<sup>9)</sup>。

ここで、彼女の思想の中で、避妊と中絶が厳しく峻別されていることに注意しておかねばならない。ウェイユ=アレは、違法中絶を避妊の禁止の結果引き起こされる問題と位置付けており、問題を避妊の禁止に見出している。そこから、中絶を禁止することの是非を問おうとはしていない。

第三は、避妊を女性、カップル、家族が幸せになるための手段として正当化しようとする点である。すなわち、望まない妊娠は、違法中絶を惹起するのみならず仮に出産したとしても当事者たちの幸福につながらないため、避妊によって避けなければならないという主張である。逆の言い方をすれば、望んで出産することこそ、女性、カップル、家族という一連の当事者の幸福につながるという論理がそこにはある。

ウェイユ=アレが大きくメディアに取り上げられたのは、1955年に道徳・政治学アカデミーで避妊の解放を訴えたことであった。この中で彼女は、その前年に起こった5人目の子供を妊娠中だった23歳の女性が4人目の子供を育児放棄して死なせ、7年の禁固刑に処されたという事件に言及している。避妊の禁止ゆえに強いられる多産が、家族の不幸を引き起こすこと、そしてそれを防ぐためには避妊を通じて「意志して母になること」が必要なのである<sup>10)</sup>。子を望まないときには避妊をし、望むときに意志に基づいて出産することが女性すなわち母親を幸せにするという信念は、彼女が設立した団体の名称「幸福な出産」にも表れている。「幸福な出産」は「フランス家族計画運動」へと名称を変え、国内各地に避妊の情報や製品を提供する家族計画センターを設立するに至る。一連の活動の成果が実感されるようになった1967年に出版されたウェイユ=アレの著作では、避妊を通してカップル関係が改善した、以前よりも幸福なものになったという女性たちの喜びの声が紹介されている<sup>11)</sup>。

また、ウェイユ=アレは、避妊が男女の平等を実現するという意味で、カップルを幸せにするとも考えていた。1966年に作成された家族計画運動のポスターを見ると<sup>12)</sup>、カップルと彼らが抱く子供の像とともに「家族計画 カップルの平等 幸せな出産」というコピーが付されている。女性が望まない妊娠に怯える男女関係は平等なものとはいえない。避妊はこの不安を解消し、カップルの関係を平等に近づける手段として位置付けられている。

また、1960年代半ばをすぎると、世論は避妊の実践そのものだけでなく、避妊手段として当時登場したばかりだったピルに対する賛否を問うようになる。様々な避妊手段の中でも、女性が自ら主体的に避妊を行うことを可能にするピルは、賛成派からは男女の関係を平等なものにするものとして、反対派<sup>13)</sup>からは従来の男女関係を揺るがすものとして捉えられていた。このような背景の中でウェイユ=アレは、確実かつ男女の平等を実現しカップルを幸福にする避妊手段として、ピルを積極的に薦めている<sup>14)</sup>。

このようにウェイユ=アレは、避妊を、家族や女性が幸福になるための手段として正当化していた。

## 2-2. ルシアン・ヌヴィルトの場合

次に、ルシアン・ヌヴィルトが1966年の法案提出時に行った議会報告を検討することによって、彼の問題意識を探ることにしよう<sup>15)</sup>。ヌヴィルトは右派に属する政治家であり、避妊合法化の問題に取り組むことが同派内で反発を受けることは明らかであった。この危険な政治的試みにヌヴィルトを向かわせたものについて、パヴァールは、戦時中のレジスタンスの経験を強調している<sup>16)</sup>。彼もウェイユ＝アレと同様、違法中絶がもたらす悲惨に心を痛めていた。この議会報告におけるヌヴィルトの避妊正当化の要点は、以下の三つにまとめられる。

第一に、逆説的ではあるが、ヌヴィルトにとって避妊とは、生まれてくる子供の数を増やすための手段であった<sup>17)</sup>。彼は国家が多くの子供が生まれるよう望むことを否定せず、自分自身もそれを望んでいると明言する<sup>18)</sup>。出産数を増やすには、人々が妊娠を望むことが必要であり、子供を欲しいと思わせる社会を作ることが何より重要だとヌヴィルトは指摘する。その上で、避妊の禁止という形で望まない妊娠を出産へ結びつける状況は変える必要があることを論じる。

1960年代のフランスにおいては労働力不足が深刻であり、避妊を合法化することは出生率を下げることにつながるのではないかという強い懸念が社会に存在していた。そもそも1920年法が人口減に対する法律だったという歴史的経緯もある。人口減少への懸念に応答することが、法律の成立のためには非常に重要だという現実的要請があった。

そこでヌヴィルトは、望まない子どもで出生数を増やすのではなく、避妊を通じて欲しい時に子どもを産めるようにサポートすることによって出生数を増やすべきであるし、そうなるはずだと主張する。

第二は、違法中絶の悲惨を回避するために、避妊を合法化する必要があるというものである。ヌヴィルトの理解では、違法中絶は、すでに多数の子供がいる家庭が困窮に迫られた結果発生する。それゆえ、必要なのは、困窮した彼らを違法中絶に追い込むことではなく、彼らが違法中絶を避ける手段としての避妊を利用できるようにすることだとされる。

また、ヌヴィルトもウェイユ＝アレと同じく、避妊と中絶が全くの別物であることを強調している<sup>19)</sup>。産児調節<sup>20)</sup>のためには、中絶ではなく避妊を用いるべきだというのが基本的な主張であり、中絶禁止の是非は全く問題にされていない。

第三の正当化の根拠は、避妊を個人の自由な選択の範囲の営みだとすることである<sup>21)</sup>。ヌヴィルトは、道徳的、宗教的な信念ゆえに避妊に反対する人々の立場を認める<sup>22)</sup>。しかし同時に、良心の自由を尊重するフランスという国家においては、全く同じ理由で避妊を肯定する立場も認めなければならないと論じる。すなわち、避妊を個人の私的な決定（プライバシー）の範囲に位置付け、それを国家が特定の立場に与して規制することは認められないとして、避妊を正当化している。

以上三つが、ヌヴィルトの用いている避妊の正当化根拠である。

最後に、避妊の正当化とは異なるが、ヌヴィルトの避妊に対する思想の中で注目すべき点として、避妊を医師のコントロール下に置くよう強調していることも確認しておきたい<sup>23)</sup>。当時、ピルという薬を用いた避妊やあるいはIUDに対して、健康上の懸念を示す論者、市民もいた。ヌヴィルトの主張は、当然これらの懸念に対する応答でもあっただろうが、それ以上の意味合いを持っている。避妊は、それがもたらすジェンダー関係の変容や女性の身体の医療化という観点からも検討されうる営みである。ヌヴィルトの主張は、生殖の管理を一体誰が担うのかという論点を図らずも提起している。この論点は、やがて活発化する中絶解放運動に引き継がれることになる。

### 3. フランスの避妊解放運動を支えた思想

第二節では二人の避妊解放運動の貢献者の思想をかいつまんで検討した。ウェイユ＝アレは、(1) 家族計画の手段、(2) 違法中絶を防ぐ手段、(3) 女性、カップル、家族が幸せになるための手段という三つの観点から、避妊を正当化しようとしていた。

一方ヌヴィルトは、(1) 出生数を増やすための手段、(2) 違法中絶を防ぐ手段、(3) 個人の自由の行使という三つの観点から、避妊を正当化していた。

ここには、二人に共通する態度、換言するとフランスの避妊解放運動の特徴が見て取れるように思われる。その特徴とは、第一に、避妊解放運動とは、家族計画運動であったということである。ウェイユ＝アレもヌヴィルトも、いつか当事者の望ましいタイミングで産むこと、あるいはすでに産んだことを前提として避妊が必要だと論じた。また、避妊を通して、望ましいタイミングで望んだ子供を産むこと、すなわち意志して出産することが家族のためになることも両者がともに前提とするところである。

フランスの避妊解放運動の第二の特徴は、それが違法中絶を防ぐ手段であったという点である。避妊も中絶も法で禁じられていたフランスでは、非合法の中絶を防ぐための手段という意味で避妊の合法化が実践的に要請された。これは、1948年に中絶が合法化され、避妊に制約もなかった日本と大きく異なる。フランスの避妊解放運動でも避妊が先んじて普及していた国(スカンジナビア諸国など)への言及があり、フランスで避妊解放運動が起こるといふ事態の世界的位置付けが意識されていた。

第三に指摘したいのは、避妊解放とピル解放が同時に起こったという点である<sup>24)</sup>。フランスにおいては避妊解放運動がピル登場後に本格化したため、避妊を合法化するか否かという議論がピルへの賛否と混ざり合う形で展開された。それは、1967年に同時出版されたウェイユ＝アレの著書『ピルと家族計画への賛成』とショジャンの著書『ピルと家族計画への反対』というタイトルおよび内容からも明確である<sup>25)</sup>。解放運動の側が避妊手段としてピル

## 避妊を正当化する論理

を念頭に置いていたからこそ、男女の平等を実現しカップルを幸福にするという避妊の正当化根拠を挙げることができたわけである<sup>26)</sup>。

これら三つの特徴を持った避妊解放運動は、1967年のヌヴィルト法による避妊合法化という成果を得ることとなった。しかし、生殖のコントロールをめぐる運動はその後、中絶解放運動、あるいは避妊へのアクセス改善を要求する運動へと拡大していき、現在まで至っている。

このような「その後」の歴史をふまえるとき、避妊解放運動が「家族」を念頭において進められた点は一層興味深いものに思われる。というのも、1970年代フランスで活発化した中絶解放運動において中絶を正当化する根拠とは、何よりも生殖のコントロールを女性の権利と位置付ける思想であったからである。本稿で見てきたように、避妊解放運動の段階では、避妊を女性の権利として正当化する考え方はまだ現れてはいない。当事者女性は避妊を通して、母として、あるいはカップルの一人として幸福になる存在という位置づけで正当化の議論に登場するものの、権利を行使する存在ではない。

そもそも、避妊解放運動において、ウェイユ＝アレもヌヴィルトも、避妊と中絶の混同を厳しく避けていた。彼らは避妊解放には賛成であったけれども、中絶を解放しようとは考えていなかったのである。

これらの点をふまえると、避妊解放運動と中絶解放運動には思想上の断絶を見るべきであるように思われる。だとすれば、のちの中絶解放運動が避妊解放運動から何を継承し何を継承しなかったのか、中絶解放運動が独自に練り上げた思想とはどのようなものであったかを問わねばならない。新たに見えてきたこれらの問いについては、稿を改めて検討することとしたい。

## 注

- 1) 河合 (2015)
- 2) 以下、本段落について岡田 (2002)、河合 (2010) を参照した。河合 (2010) には、1920年法が全訳されている。
- 3) 以下、本節について Pavard (2012) を参照した。
- 4) Weill-Hallé (1955)
- 5) 原語 “La Maternité Heureuse” は、「幸福な母性」「幸福な母になること」など様々に訳すことが可能な表現であり、複数の意味を読み込むべきである。ここでは端的に「幸福な出産」と訳しておく。
- 6) Pavard (2012) : chap. 3
- 7) 河合 (2010) には、ヌヴィルト法が全訳されている。
- 8) Chauveau (2003)
- 9) Weill-Hallé (1967) : p. 64
- 10) Weill-Hallé (1955)

- 11) Weill-Hallé (1967): p. 78
- 12) Ch. Bard et J. Mossuz-Lavau (2006): p. 20
- 13) 他にも、女性の健康への影響や次世代への影響が、ピルへの懸念として提出されていた。Chauchand (1967)
- 14) Weill-Hallé (1967)
- 15) 河合 (2010) に全訳されている。
- 16) Pavard (2012): pp. 82-5
- 17) 河合 (2010) : 273-4 頁
- 18) 河合 (2010) : 274 頁
- 19) 河合 (2010) : 275 頁
- 20) 避妊による生殖のコントロールをどう表現するかというのは、当時、大きな問題であった。最終的に定着したのは、産児調節 (régulation des naissances) という言葉であったが、ここに至まで様々な表現が提起された。詳しくは河合 (2015) : 141-3 頁を参照せよ。
- 21) 河合 (2010) : p. 277
- 22) 当時のフランスにおけるカトリックの避妊に対する立場については、Sevegrand (1995), Michelat (2006) を参照せよ。
- 23) 河合 (2010) : 277-8 頁
- 24) この状況は、日本のそれと比べた時に一層興味深い。日本では、1949年の新薬事法施行により殺精子剤のような避妊用薬品発売が許可された。戦前から存在したコンドームやベッサリーなども含めて、様々な避妊法が利用可能な状況にあった。1950年代以後、とりわけコンドームが受胎調節指導の中で普及していく。それゆえ、1960年代初頭にピルが避妊薬として登場した際に、それまでの避妊教育と避妊の普及を担ってきた家族計画運動家や助産師には、新たにピルを普及させる動機付けが乏しかった。ノーグレン (2008) : 208-9 頁, 荻野 (2012) : 249 頁  
 避妊の合法化とピルの導入がほぼ同時期であったことが、日本と比較した際のフランスの特徴であり、その後のフランスにおけるピルの広範な普及につながったのではないと思われる。
- 25) Weill-Hallé (1967), Chauchand (1967)
- 26) 日本の女性運動家たちのピル受容は、本稿で見たフランスのそれとは大きく異なる。日本におけるピル受容については、相澤 (2016) を参照せよ。

## 文 献

- 相澤伸依, 資料紹介「フランス社会における避妊—1955年から1960年—」, 『東京経済大学 人文自然科学論集』(135), 157-164 頁, 2014年
- ..., 資料紹介「フランス社会における避妊 (II)」, 『東京経済大学 人文自然科学論集』(138) 125-136 頁, 2016
- ..., 「ピルと私たち—女性の身体と避妊の倫理—」, 藤田尚志・宮野真生子編『愛・性・家族の哲学』第二巻所収, ナカニシヤ出版, 2016
- 岡田貴, 「フランスの人口・家族政策」, 日本人口学会編『人口大辞典』, 834-40 頁, 培風館, 2002年
- 荻野美穂, 『家族計画への道 近代日本の生殖をめぐる政治』, 岩波書店, 2008年

## 避妊を正当化する論理

- 河合務, 「戦後フランスの出産奨励運動をめぐる状況変化に関する考察—「ニュヴィルト法」(1967年)の成立を手がかりとして—」, 『地域学論集 鳥取大学地域学部紀要』, 第六巻三号, 271-81頁, 2010年
- ..., 『フランスの出産奨励運動と教育「フランス人口増加連合」と人口言説の形成』, 日本評論社, 2015年
- ノーグレン, ティアナ, 『中絶と避妊の政治学 戦後日本のリプロダクション政策』, 岩本美砂子監訳, 青木書店, 2008年
- ラボー, ジャン, 『フェミニズムの歴史』(加藤康子訳), 新評論, 1987年
- Ch. Bard et J. Mossuz-Lavau (eds), *Le planning familial histoire et mémoire 1956-2006*, Presse universitaire de Rennes, 2006
- S. Chaperon, “Le MFPPF face au féminisme (1956-1970)” in Bard et Mossuz-Lavau (2006), pp. 21-25
- P. Chauchand, *Contre la pilule et le planning familial*, Ed. Berger-Lavrault, 1967
- S. Chauveau, “Les espoirs déçus de la loi Neuwirth”, *Femmes, Genre, Histoire*, vol. 18, pp. 223-239, 2003
- G. Michlat, “Catholicisme et refoulement de la sexualité” in Bard et Mossuz-Lavau (2006), pp. 43-51
- J. Mossuzm, “La régulation des naissances: les aspects politiques du débat”, *Revue française de science politique*, vol. 16, no. 5, 1966, pp. 913-939
- B. Pavard, *Si je veux, quand je veux —Contraception et avortement dans la société française 1956-1979—*, Presse universitaires de Rennes, 2012
- M. Sevegrand, *Les enfants du bon dieu*, Albin Michel, 1995
- Marie-Andrée Lagroua Weill-Hallé, “Considérations sur la maternité volontaire”, *Revue des Travaux de l'Académie des Sciences Morales et politiques et Comptes rendus de Séances*, 1955, premier trimestre, p. 85-90.
- ..., *Pour la pilule et le planning familial*, Ed. Berger-Lavrault, 1967